

鳥取県の社会福祉制度・予算等の要望に対する県対応方針

一般社団法人鳥取県介護福祉士会

1 介護職員等の待遇改善について国に対する要望のお願い【重点要望】

要望内容
介護人材不足の中、介護職員の待遇改善等の施策を講じていただいておりますが、石破総理大臣は物価上昇を上回る賃上げを実現するとし、2040年には平均所得を現在から5割以上増加させるとの目標を打ち出しておられます。介護職員等に対しても同様の賃上げができるように介護報酬等の改善を国に対して働きかけていただきますようお願いいたします。 (説明) 介護人材不足は今後の鳥取県社会福祉事業や県民の安心できる暮らしを支えるうえで大きな課題です。介護報酬等の公定価格が一般企業の賃上げに見合うような改定でなければ、賃金差を埋めることができず介護人材不足に拍車がかかることとなります。改めまして国に対して介護職員等の賃金向上への働きかけをいただきますようお願いいたします。
現状と県の取組状況・対応方針【担当課：長寿社会課】
このたびの令和6年度の介護報酬改定は、+1.59%の引上げと過去2番目の高水準であり、介護職員の待遇改善にも一定の効果が見込まれますが、近年の物価高騰、他産業との賃金格差や民間企業の賃金アップには及ばない水準となっています。 そのため、県では、介護職員の待遇改善に関して、令和7年8月12日に国に対して抜本的な介護報酬の見直しを含めた制度設計を進めるよう要望し、また8月20日には全国知事会を通じて国に要望したところです。 今後も引き続き、介護従事者の更なる待遇改善となる制度設計を進めるよう、国に強く要望していきます。